

医療法施行条例（平成24年条例第65号）の一部改正について

1 改正の概要

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「地域包括ケア強化法」という。）による医療法の一部改正及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令による医療法施行規則の一部改正に伴い、次の事項について条例の規定を整備する。

（1）既存の病床数の補正に関する事項

（2）看護師等の員数に係る経過措置に関する事項

2 改正の内容

（1）既存の病床数の補正に関する事項

ア 介護老人保健施設の入所定員数について、厚生労働省令で定める基準により既存の療養病床の病床数とみなす旨の条例の規定を削除する。

○厚生労働省令で定める基準…介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を既存の病床数とみなす。

イ 平成36年3月31日までの措置として、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数について、厚生労働省令で定める基準により既存の療養病床の病床数とみなす旨を、条例附則で規定する。

○厚生労働省令で定める基準…平成30年4月1日以後に療養病床から転換した介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を、平成36年4月1までの間、既存の病床数とみなす。

（2）看護師等の員数に係る経過措置に関する事項

条例で定めることとされている病院又は療養病床を有する診療所の従業者の員数について、平成30年3月31日までとされていた転換病床（介護老人保健施設等に転換するとして平成24年3月31日に届け出た病院の精神病床又は療養病床）又は一定の療養病床（一定の要件を満たすとして平成24年6月30日に届け出た病院又は診療所の療養病床）に係る看護師等の員数に係る経過措置の適用期間を、改正後の医療法施行規則で定める基準に従い、平成36年3月31日まで延長する。

3 改正の理由

（1）既存の病床数の補正に関する事項

ア 地域包括ケア強化法による医療法の一部改正により、介護老人保健施設の入所定員数について、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす旨の規定（改正前の医療法第7条の2第5項）が削除されたため。

イ 地域包括ケア強化法附則第28条において、療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置として、平成36年3月31日までの間は、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数について、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす旨が規定されたため。

（2）看護師等の員数に係る経過措置に関する事項

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令による医療法施行規則の一部改正により、平成30年3月31日までとされていた転換病床又は一定の療養病床に係る看護師等の員数に係る経過措置が平成36年3月31日まで延長されたため。

4 施行期日

平成30年7月6日から施行する。